

## 4 都市機能誘導施設の設定

都市再生特別措置法では、都市機能誘導区域において都市機能増進施設として、医療施設、福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のための必要な施設を定めることとされています。

このため、本計画では、都市機能誘導区域において、既存施設の継続立地や区域内での機能更新・複合化、新規施設の立地等を促進していくことを基本しながら、都市機能誘導を図るべき施設について次のとおり定めます。

表 都市機能誘導施設の設定

対象となる施設規模		設定の考え方	重点エリア	機能集積エリア
商 業	・店舗面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の施設	広域的な集客力をもつ商業店舗の立地継続や機能更新、新規立地などの誘導を図る	○	○
医 療	・200床以上の病床を有する病院	高度医療や救急医療の確保に寄与するため医療施設の誘導を図る	○	○
教 育	・大学や専門学校(サテライトキャンパスを含む)	広域的な教育施設の誘導を図る	○	—
交 流	・国際コンベンション施設等	広域的・国際的な交流や賑わいの機能強化につながる高次・高度な交流施設の誘導を図る	○	—
	・アリーナ、芸術文化会館等	広域的な文化交流機能を強化するため広域文化交流施設の誘導を図る	○	○
安 心 安 全 (行 政)	・広域行政施設	広域的な行政機能を担う施設の誘導を図る	—	○
	・その他行政施設	本市の中枢的な行政機能を担う施設の誘導を図る(市役所等)	○	—
その他	・複合施設 3種類以上の機能※を有した施設	ワンストップでサービスを受けられる利便性の高い拠点施設として、商業、医療、教育、高齢者福祉、子育て、交流、安心安全など、多様な機能を連携させた複合施設の誘導を図る	○	○

○：都市機能誘導施設

※ 複合施設における3種類以上の機能とは、①商業、②医療、③教育、④交流、⑤安心安全(行政)、⑥高齢者福祉、⑦子育ての7つの機能のうち、いずれか3種類以上の機能を有した施設を想定しています。